附録第十三号様式を次のように改める。

同居の期間	年　月から　年　月まで
別居する前の住所	番地 番　号
別居する前の世帯のおもな仕事と夫妻の職業	□ 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □ 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □ 3.企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が１人から99人までの世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 4.３にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または１年未満の契約の雇用者は５） □ 5.１から４にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □ 6.仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年…　年…の４月１日から翌年３月31日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業　／　妻の職業
その他	
届出人署名（※押印は任意）	夫　印　／　妻　印

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名（※押印は任意）	印	印
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について □取決めをしている。　□まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
親子交流について □取決めをしている。　□まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について □取決めをしている。 □まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

附録第十三号様式　離婚の届書（日本産業規格Ａ列三番）（第五十九条関係）

離　婚　届

年　月　日 届出

長　殿

	夫	妻
（フリガナ） 氏名		
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
本籍（外国人のときは国籍だけを書いてください）	番地 番 筆頭者の氏名	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 （右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください）	夫の父　母　続き柄　男	妻の父　母　続き柄　女
	養父　養母　続き柄　養子	養父　養母　続き柄　養女
離婚の種別	□協議離婚　□和解　年　月　日成立 □調停　年　月　日成立　□請求の認諾　年　月　日認諾 □審判　年　月　日確定　□判決　年　月　日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	□夫　□妻　は　□もとの戸籍にもどる　□新しい戸籍をつくる 番地　筆頭者 番　の氏名	
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子	
	父（夫）が親権を行う子	
	母（妻）が親権を行う子	
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	
（協議離婚で親権者の定めをした場合）相違なければ、それぞれが㊞のようにしるしをつけてください。	夫 □離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 □離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（届書の用紙に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の様式による届書の用紙は、この省令の施行後においても当分の間使用することができる。